



徳島県報

発行者 徳島県
発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第911号 令和8年2月6日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表	題	担当課名
6 9		令和8年2月徳島県議会定例会を招集する件	財政課
7 0		特定調達契約について一般競争入札に付する件	文化の森振興センター
7 1		指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件	こども家庭支援課
7 2		指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
7 3		指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
7 4		林業種苗法の規定による生産事業者を登録した件	林業振興課
7 5		漁船損害等補償法の規定による同意を求めるための事前届出があった件	漁業管理調整課
7 6		土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
7 7		換地計画を定めた件	同
7 8		道路の区域を変更する件	高規格道路課
7 9		同	同
8 0		道路の供用を開始する件	同

【病院局管理規程】

番号	表	題	担当課名
1		徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程	

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
23		政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
24		政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
25		政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
26		政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があった件	
27		政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体でなくなった旨の届出があった件	

【公安委員会告示】

番号	表	題	担当課名
1		交通誘導警備業務2級検定の実施期日等を公表する件	
2		雑踏警備業務2級検定の実施期日等を公表する件	

【正誤】

番号	表	題	担当課名
		令和7年12月25日付け徳島県報号外第42号徳島県病院局管理規程第7号中訂正	病院局

徳島県告示第六十九号

令和八年二月徳島県議会定例会を次のとおり招集する。

令和八年二月六日

徳島県知事

後藤田

正

純

一 期日 令和八年二月十三日
二 場所 徳島市 徳島県庁

徳島県告示第七十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十一号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七條の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和八年二月六日

徳島県知事　後藤田　正　純

一 入札に付する事項

1 調達をする特定役務の名称及び数量

徳島県文化の森総合公園情報提供システム運用保守業務　一式

2 調達をする特定役務の特質等

入札説明書及び徳島県文化の森総合公園情報提供システム運用保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）に指定する特質等を有すること。

3 業務委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

4 納入場所

徳島市八万町向寺山
徳島県立二十一世紀館

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（二、五及び六において「入札参加資格」という。）は、1から8までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

1 地方自治法施行令第百六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第一一十六号）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。

3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6 一の1に掲げる特定役務と同種の業務の履行実績がある者であること。

7 業務の履行について、必要な能力及び経験を有する技術者を配置できる者であること。

8 この業務に係る入札説明書（仕様書、契約条項等を含む。以下同じ。）の交付を受けた者であること。

三 資格審査の申請手続に関する事項

1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出し、資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書の受領期限及び提出場所

(一) 受領期限

令和八年三月十九日（木曜日）午前十一時

(二) 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話〇八八六二一一〇六六）

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所及び入札説明書についての問合せ先

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館企画広報担当

電話〇八八六六八一一一

電子メール nijuisseikikan@pref.tokushima.lg.jp

2 入札説明書の交付の期間、場所及び方法

(一) 期間

令和八年二月六日（金曜日）から同年三月十九日（木曜日）まで

(二) 場所及び方法

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

3 資料の閲覧期間及び場所

(一) 期間

令和八年二月六日（金曜日）から同月二十日（金曜日）まで（月曜日（月曜日が国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）を除く。）の午前九時三十分から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 場所

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館会議室

五 入札参加資格を有するかどうかの審査の申請

1 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書を3に掲げる提出場所に持參又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2に掲げる提出期間内に必着のこと。）により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

2 提出期間

令和八年二月六日（金曜日）から同年三月十九日（木曜日）まで（月曜日（月曜日が国民の祝日にに関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日）を除く。）の午前九時三十分から午後五時まで（三月十九日（木曜日）は、午前九時三十分から午

前十一時まで)

3 提出場所

郵便番号七七〇 八〇七〇

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館企画広報担当

4 提出部数

一部とする。

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

令和八年三月三十一日(火曜日)午後一時

(二) 場所

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館会議室

(三) 郵送(書留郵便とし、(1)に掲げる受領期限までに必着のこと。)により入札する場合の入札書の受領期限及び宛先

(1) 受領期限

令和八年三月二十七日(金曜日)午後五時

(2) 宛先

郵便番号七七〇 八〇七〇

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館企画広報担当

2 入札方法

落札者の決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札保証金及び契約保証金

4 免除

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「徳島県文化の森総合公園情報提供システム 運用保守業務入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかつた入札

記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもつて価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対しても二通以上の入札

他人の代理人を兼ね、又は一人以上の代理をした者の入札
代理人が入札する場合に歴仕状を提出しないでした入札
その他入札に関する条件に違反した入札

(八)(七)(六)

落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。
落札となるべき回價の入札をした者が一人以上あるときは、直ちに当該入札者にて
じを引かせて落札者を決定するものとする。

七 契約手続に関する事項

1 契約書作成の取扱

- 2 契約上権する事務を担当する課室の名称及び所在地
徳島県立一一七紀館企画部課室
徳島市八万町四番三
- 3 契約手続において使用する権限及び権限
日本語及び日本国通貨

八 入札の地

- 1 詳細せ、入札説明書による。
- 2 本件特定期間達契約は、地方公共団体（留保）（十一一年法律第六十七号）第114条の規定に基づく中期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度に遡るところの契約上権する事務の予算が成立しなかつた場合は又は減額となつた場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合は、県は、契約解除が行われたことによる損害賠償の責を負わなければならぬ。

九 Summary

- 1 Nature and Quantity
Tokushima Bunka no Mori Park Information Provision System Operation and Maintenance Work 1 set
- 2 Time Limit of Tender
2:00 p.m. on March 31, 2026
(By mail, tenders must arrive by 5:00 p.m. on March 27, 2026)
- 3 Contact point for the notice
Tokushima 21st Century Cultural Information Center, Planning and Public Relations
Mukouterayama, Hachiman-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8070
Tel: 088-668-1111

徳島県告示第七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百四十二条の二第一項の規定により、
次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年二月六日

徳島県知事 後藤田 正純

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日
弁護士法人エジソン法律事務所	東京都千代田区神田錦町一―八―一 一錦町ビルティン グ四階・八階	徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務に係る公金の収納の事務	令和七年十 月一日
			令和七年十 月二日
			委託年月日

徳島県告示第七十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第七十五条第一項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があつた。

令和八年一月六日

徳島県知事 後藤田 正純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	年月日	廃止
名称	所在地	名称	所在地				
株式会社ケイアンドエム	徳島市西新浜町二丁目二番七八号	むかい福祉用具レンタル・販売部	徳島市西新浜町二丁目二番七八号	特定福祉用具販売	令和七年十月二十日	令和七年十一月三十一日	

徳島県告示第七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第一百五十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があつた。

令和八年一月六日

徳島県知事 後藤田 正純

指定介護予防サービス事業者	指定介護予防サービス事業を行う事業所	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止
名 称	名 称	所 在 地	所 在 地	年 月 日
株式会社ケイアン ドエム	むかい福祉用具レンタル・販売部	徳島市西新浜町二丁目二番 七八号	徳島市西新浜町二丁目二番 七八号	特定介護予防 福祉用具販売
				令和七年十月 二十日
				令和七年十二 月三十一日

徳島県告示第七十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、令和八年一月十五日に、生産事業者として次のとおり登録した。

令和八年一月六日

徳島県知事 後藤田正純

登録番号	生産事業者 氏名	住所	生産事業の内容		事業所 所在地
			種穂	苗木	
619	618	617	坂本 亜美	海部郡美波町北河内字北分	八八
株式会社SOLABLE 代表取締役 西田 信一	代表社員 前坂 考明	合同会社マエサカ 四	美馬市美馬町妙見二八番地	幼苗及び幼苗以外の育成	株式会社坂本林業 八八
		同	合同会社マエサカ 四	幼苗及び幼苗以外の育成	海部郡美波町北河内字北分 八八
		同	合同会社マエサカ 四	幼苗及び幼苗以外の育成	海部郡美波町北河内字北分 八八
		番地 政海三〇一	三好市池田町マチ二四七五	三好市池田町マチ二四七五	三好市池田町マチ二四七五

徳島県告示第七十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和八年二月六日

徳島県知事　後藤田　正　純

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

徳島市川内町米津四五

墨山　和夫

同

下別宮西六一

吉田　光伸

2 加入区

川内加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

川内漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和八年二月六日から同月二十日まで

2 縦覧場所

徳島市川内町旭野三一六番地先国有地
川内漁業協同組合

徳島県告示第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年一月六日

徳島県知事	後藤田正純
阿南市橘町	
福井川土地改良区	
	令和八年一月十四日

徳島県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき県
営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第
五項の規定により次のとおり公告し、換地計画書の写しを縦覧に供する。

令和八年二月六日

徳島県知事	後藤田正純
地 区 名	縦 覧 期 間
長生西部地区	令和八年二月二十四日から 令和八年三月二十四日まで

徳島県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局那賀庁舎において、令和八年二月六日から一週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　一般国道

路線名		区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
新	旧	の別	新旧	
一九五号	同	那賀郡那賀町木頭北川字石立山 五番二地先	九・七~一一・五	一四・四
一四・三~一五・六				

徳島県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局二好庁舎において、令和八年二月六日から一週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　一般国道

四三九号		路線名	区間
同	先	三好市東祖谷櫻尾六五三番一地	新旧の別
新	旧	六・九・七・七	敷地の幅員 (メートル)
八・四・九・七	一一・四	一一・四	延長 (メートル)

徳島県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和八年二月六日から一週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　一般国道

路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
四三九号 番二地先 三好市東祖谷櫻尾六五三	一・四	令和八年二月六日	

徳島県病院局管理規程第一号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年二月六日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第十項第一号中「五千三百円」を「六千三百円」に改め、同項第二号中「五百九百円」を「七千円」に改め、同項第三号中「三千二百円」を「三千八百円」に改める。

附則第三項第一号中「一万五百円」を「一万二千四百円」に改め、同項第二号中「七千六百円」を「九千円」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 改正後の徳島県病院局職員給与規程の規定は、令和八年一月一日から適用する。

徳島県選挙管理委員会告示第一一十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の一第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和八年一月六日

徳島県選挙管理委員会委員長

岩 丸 正 史

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
正木しんいち後援会	正木慎一	正木弘成	三好市池田町イケミナミ一一三五	
美馬英二後援会	三宅正明	美馬茜	美馬市脇町字押原三五四番地一	
北尾勝男				
大塚敏行				
みうら三一後援会				
阿波市吉野町柿原一丁目八五番地				
一月九八年	令和八年七日	令和八年五月日		

徳島県選挙管理委員会告示第一一四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動があつたので、同法第七条の一第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月六日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩丸正史

一 政党の支部

自由民主党 21世紀徳島をつくる会	公明党徳島県本部	立憲民主党 徳島県第1区総支部	自由民主党 板野町支部	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		異動年月日
						新	異動の内容	
美崎順子	梶原一哉	高橋永	眞貝浩司	眞貝浩司	新	異動の内容	旧	
所在地	主たる事務所の 所在地	氏名 会計責任者の 代表者の氏名	氏名 会計責任者の 代表者の氏名	所在地 主たる事務所の 所在地	眞貝浩司	新	異動の内容	旧
徳島市両国本町一丁目一七	藤田真由美	梶原一哉	山川誠	板野郡板野町川端鶴ヶ須	眞貝浩司	新	異動の内容	旧
徳島市一番町三・一三	梶原一哉	古川広志	加村祐志	板野郡板野町川端字東八幡	玉井孝治	新	異動の内容	旧
十二月十二日 令和七年	十二月十日 令和七年	十二月八日 令和七年	十一月十二日 令和七年	十一月十二日 令和七年	十一月十二日 令和七年	新	異動の内容	旧

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容
主たる事務所の所在地	新	旧	異動年月日
かしはらこうじ後援会	樺原浩二		
原田けんじ後援会	石川 恵		
細川健一後援会	藤田啓二		
総合政策懇話会			
福山 守	藤田啓二	石川 恵	阿波市市場町香美字住吉本 二二七一
氏名 会計責任者の氏名	代表者の氏名	会計責任者の氏名	新
伊澤良和	藤田啓二	石川 恵	阿波市市場町山野上字大西 一八一一
福山 守	西浦 始	原田 健資	
氏名 会計責任者の氏名	代表者の氏名	会計責任者の氏名	旧
一令 月和 八年	十二月二十二日	令和七年	十一月二十八日
令和七年	十月十七日	令和七年	令和七年

徳島県選挙管理委員会告示第一一五号
政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
令和八年一月六日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

		政治団体の名称				代表者の氏名			
								解散年月日	
山 上 健 造 後 援 会	日本製を守る党後援会	住 友 進 一 後 援 会	は ま 盛 幸 後 援 会	原 田 け ん じ 後 援 会	古 川 ひ ろ し 後 援 会	福 島 民 雄 後 援 会	福 島 民 雄 後 援 会	古 川 広 志 令和七年十一月三十日	令和七年十二月十五日
山 上 健 造	脇 田 昌 彦	住 友 進 一	濱 盛 幸	石 川 恵	古 川 広 志	福 島 民 雄	福 島 民 雄 後 援 会	令和七年十二月十九日	令和七年十二月十九日
	令和七年十一月三十一日	令和七年十一月三十一日							

徳島県選挙管理委員会告示第一一六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第一項の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月六日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

資金管理団体の届出をした者 (代表者)の氏名		資 金 管 理 団 体		指定期日
氏 名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	
正 木 慎 一	三 好 市 議 会 議 員	正木しんいち後援会	三好市池田町イケミナマニ一一三五	代表者の氏名
		正 木 慎 一	正 木 慎 一	令 和 八 年 一 月 四 日

徳島県選挙管理委員会告示第一一七号
政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百九十四号）第十九条第三項第一号の規定に基づく資金管理団体でなくなつた旨の届出があつたので、同法第十九条の一第一項の規定により、次のとおり告示する。
令和八年一月六日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

資金管理団体の 届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	届出年月日
濱 盛 幸	古川ひろし後援会	令和七年十二月十六日

徳島県公安委員会告示第1号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和8年2月6日

徳島県公安委員会委員長 稲井芳枝

1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務 2級

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

令和8年6月15日（月）午前9時10分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、検定の終了時刻にあっては、検定の実施状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前9時から午前9時10分までの間とする。

(2) 実施場所

アステイとくしま

（徳島市山城町東浜傍示1番地1 電話088-624-5111）

3 受検定員

30人

4 受検資格

次のいずれかに該当する者とする。

(1) 徳島県内に住所を有する者

(2) 徳島県外に住所を有し、徳島県内に所在する営業所に所属している法第2条第4項に規定する警備員

5 検定申請手続

(1) 受検の予約

ア 専用電話による予約

（ア）検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、受検の予約を行うこと。

（イ）電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和8年4月6日（月）から同月10日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

イ 留意事項

（ア）予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

（イ）電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

（ウ）電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

（エ）検定を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 検定申請書の提出

ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「検定申請者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

検定申請書（検定規則第9条第1項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。）

1通に、次に掲げる書類を添付すること。

(ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

(イ) 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面（以下「住所地疎明書面」という。）又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第9条第1項に規定する警備員所属証明書（以下「警備員所属証明書」という。）1通

ウ 提出先

検定申請書及びその添付書類（以下「検定申請書等」という。）は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

(ア) 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署

(イ) 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の所属する営業所の所在地を管轄する警察署

エ 提出方法

検定申請書等は、検定申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は、認めない。

オ 提出期間

検定申請書等の提出は、令和8年5月11日（月）から同月15日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

カ 検定手数料

検定申請書等を提出する際に、検定手数料として、14,000円を徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、還付しない。

キ 受検票の交付

受検票（検定規則第10条に規定する受検票をいう。以下同じ。）は、検定申請書等の提出を受けた警察署において、後日交付する。

6 検定

(1) 検定の実施概要

検定は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかつた者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 持参するもの

受検に際しては、受検票、筆記用具、警笛、帽子（警備員の制服として使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽、雨着（雨天時に使用する。）を持参すること。

(3) 服装

警備員にあっては制服とし、警備員以外の者にあっては活動しやすい服装（ジャージやTシャツは不可）とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定の当日、検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 その他留意事項

(1) 検定申請書の住所欄の記載

検定申請書の住所欄の記載は、住民票の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 日程を変更する場合の措置

天候その他やむを得ない事由により日程を変更する場合は、検定申請者又は受検者に口頭若しくは徳島県警察のホームページで知らせるものとする。

(3) 問合せ先

この検定に関する問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問合せは、一切受け付けない。

徳島県公安委員会告示第2号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和8年2月6日

徳島県公安委員会委員長 稲井芳枝

1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第3号に規定する雑踏警備業務 2級

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

令和8年6月30日（火）午前9時10分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、検定の終了時刻にあっては、検定の実施状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前9時から午前9時10分までの間とする。

(2) 実施場所

香川地域職業訓練センター

（香川県高松市郷東町587番地1 電話087-882-5464）

3 受検定員

10人程度

4 受検対象者

受検対象者は、徳島県内に住所を有する者又は法第2条第4項に規定する警備員であって徳島県内の営業所に属するものとする。

5 検定申請手続

(1) 受検の予約

ア 専用電話による予約

（ア）検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課 許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、受検の予約を行うこと。

（イ）電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和8年4月20日（月）から同月24日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

イ 留意事項

（ア）予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

（イ）電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

（ウ）電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

（エ）検定を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 検定申請書の提出

ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「檢

定申請者」という。)のみが行うことができる。

イ 提出書類

検定申請書（検定規則第9条第1項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。）

1通に、次に掲げる書類を添付すること。

- (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (イ) 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面（以下「住所地疎明書面」という。）又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第9条第1項に規定する警備員所属証明書（以下「警備員所属証明書」という。）1通

ウ 提出先

検定申請書及びその添付書類（以下「検定申請書等」という。）は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

- (ア) 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署
- (イ) 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

エ 提出方法

検定申請書等は、検定申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は、認めない。

オ 提出期間

検定申請書等の提出は、令和8年5月25日（月）から同月29日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

カ 検定手数料

検定申請書等を提出する際に、検定手数料として、13,000円を徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、還付しない。

キ 受検票の交付

受検票（検定規則第10条に規定する受検票をいう。以下同じ。）は、検定申請書等の提出を受けた警察署において、後日交付する。

6 検定

(1) 実施概要

検定は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかつた者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 持参するもの

受検に際しては、受検票、筆記用具、帯革（ベルト）、帽子（警備員の制服として

使用している帽子、ヘルメット等) 又は運動帽及び雨着(雨天時に使用する。)を持参すること。

(3) 服装

警備員にあっては制服とし、警備員以外の者にあっては活動しやすい服装(ジャージやTシャツは不可)とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定の当日、検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定の実施

この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

9 その他留意事項

(1) 検定申請書の住所欄の記載

検定申請書の住所欄の記載は、住民票の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 日程を変更する場合の措置

天候その他やむを得ない事由により日程を変更する場合は、検定申請者又は受検者に口頭若しくは徳島県警察のホームページで知らせるものとする。

(3) 問合せ先

この検定に関する問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問合せは、一切受け付けない。

正

誤

令和七年十一月二十五日付け徳島県報号外第四十二号徳島県病院局管理規程第七号中次のとおり訂正

ペ
ー
ジ

四
十

誤

條
例

規
程

正